

佐賀県告示第 64 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、令和 7 年 3 月 28 日から令和 7 年 4 月 28 日まで佐賀県県土整備部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 28 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

道路の種類 及び路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 武雄伊万里 線	伊万里市松浦町中野原字原頭 203 番 3 地先 から 伊万里市松浦町中野原字浦形 1872 番 1 地 先まで	令和 7. 3. 28
県道 八幡岳公園 線	伊万里市大川町東田代字志川内 457 番 2 地 先から 伊万里市大川町東田代字和田 387 番 2 地先 まで	令和 7. 3. 28
	伊万里市大川町東田代字弥十郎 304 番地先 から 伊万里市大川町東田代字筒江 205 番 1 地先 まで	令和 7. 3. 28